

令和2年5月14日
赤穂高校定時制

5月の登校日、授業再開にあたっての感染防止対策

5月18日(月) 1・3年 分散登校日 (17:20~18:30)

5月19日(火) 2・4年 分散登校日 (17:20~18:30)

※ 休業中の学習課題の回収と配布

※ 各教科(5教科)10分の回収、配布、説明

5月25日(月) から授業再開30分4時間(17:20~20:30)

※ 少人数で3密回避、電車通学者が少ないなどから、感染防止対策を図った上で、短縮授業(短縮日課)を実施する。

1 基本方針

- (1) 3密「密閉」「密集」「密接」を避ける。
- (2) 健康観察(検温含む)を実施する。
- (3) 手洗い、アルコール消毒、咳エチケットを徹底する。

2 健康観察

- (1) 自宅で健康観察(検温含む)を実施する。

◎ 発熱、咳、くしゃみ、鼻水、のどの痛み、体がだるい、息苦しい、家族のかぜ症状

※ ◎の症状があれば無理せず登校を控える。

※ 感染への強い不安がある場合も無理に登校しなくてもよい。

(上記※の場合には必ず学校へ連絡してください。欠席にはなりません)

- (2) 登校したら健康観察(検温含む)を実施し、担任副任が記録する。
- (3) 始業前(17:20~17:25)のSHRで再度、健康観察を行う。
- (4) 健康チェック8項目(上記◎)に該当する症状があれば帰宅させる。

3 消毒

- (1) 終業後に教室のドアの取手、机、椅子等の消毒をする。
- (2) 廊下、トイレや授業で使用する施設の使用箇所を消毒する。
- (3) 食事前の準備、食事後の片付けの際、食堂の消毒をする。

4 授業での対策

- (1) 分散登校後も当面の間は短縮授業（30分）で下校時間を早める。
- (2) 原則として窓は常時開放する。天候等により窓の開放が難しい場合は、授業終了時に窓を開け、開始時に窓を閉める。（休み時間で換気）
- (3) 生徒・職員はマスクを着用して授業を行う。
- (4) 教室の席は、前後左右1.5m以上離す。
- (5) 授業中、対面でのグループワーク等を行わない。
- (6) 授業中、生徒の音読、発声等はできるだけ行わない。

5 給食の対策

- (1) 時間差で食事をとる。
(17:55～3年と4年、18:05～2年、18:15～1年)
- (2) 対面で食事をしない。
- (3) 隣の人と距離をおいて食事をとる。
- (4) 手洗い、アルコール消毒をしてから各自配膳し、食事をとる。
- (5) 原則として食堂も窓を常時開放する。
天候等で開放できなければ18:10に10分間窓を開けて換気を行う。

6 その他

- (1) 登下校については、感染防止策として保護者の車での送迎をお願いする。
電車・徒歩・自転車等での登下校の際も寄り道はしないこと。
- (2) 日常生活では十分な栄養と睡眠をとり抵抗力を高めること。
- (3) アルバイト等働いている生徒は、職場の感染防止対策を徹底すること。
- (4) 感染者等への誹謗中傷や差別は絶対にしないこと。
- (5) 緊急事態宣言が解除されても、※新しい生活様式のもと生活を送ること。
- (6) クラブ活動についても再開後も当面の間、休止（自粛）とする。

※ 新しい生活様式 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627771.jpg>